

Buildee 利用規約

第1章 総則

第1条 (名称、目的、サービス概要)

株式会社イーリバースドットコム（以下、「当社」といいます。）が保有する会員制のインターネット建設現場施工管理サービスの名称は、Buildee とします。

- 2 Buildee は、日本国内の建設現場の施工管理に関わる元請事業者である会員（以下、「会員」といいます。）と会員が元請事業者を務める日本国内の建設現場に参加する協力会社（以下、「協力会社」といい、「会員」と「協力会社」を併せて「会員ら」といいます。）間の各種情報の共有および会員らが実施する各種業務の効率化を図ることにより、日本国内の建設現場における作業効率の向上および施工管理コストの低減を実現し、高度循環型社会の形成に寄与することをその目的とします。
- 3 Buildee は、高速インターネット網を活用し、データセンター内に設置したサーバー群と会員らが所有するパーソナルコンピュータ、携帯電話等の情報端末から成るネットワークシステムを構成することにより、会員らの建設現場の施工管理に関する作業計画・スケジュールの立案管理、各種図面、報告書等の書類の作成管理その他の関連業務を効率的に実施できるようにするサービスです。

第2条 (Buildee の主催、運営管理)

Buildee は当社が主催し、その一切の運営管理は当社または当社が指定する者（以下、併せて「当社」といいます。）がこれを行います。

- 2 当社は、Buildee に登録される情報を当社が保有し、または当社が契約しているデータセンター内のサーバー群で管理し、会員らの要請に応じてその情報を提供します。

第3条 (Buildee の利用、一時中止)

Buildee は、24 時間 365 日利用することが可能ですが、定期的もしくは緊急時のシステムメンテナンス等の理由によりサービスの提供を一時的に中止する場合があります。また、以下のいずれかに該当する場合も同様とします。

- (1) 電気通信事業者が電気通信サービスを中止したとき。
- (2) Buildee の保守管理上やむを得ない事情が生じたとき。
- (3) 天災地変その他、Buildee のサービス提供を中止せざるを得ない特段の事情が生じたとき。

- (4) その他、当社が Buildee のサービスを一時的に中止すべきと判断したとき。

第4条（サービス等の変更）

当社は、次条1項で定めるいずれかの連絡方法を用いてあらかじめ会員らに通知することにより次の各号で定める事項を任意に決定、実施することができます。ただし、緊急時等、事前の通知が困難な場合には、その実施後速やかに通知するものとします。

- (1) Buildee のサービス内容の変更
- (2) Buildee の利用条件（利用料を含みます。）の変更
- (3) Buildee の一時中止
- (4) 本規約の変更・改定
- (5) Buildee の廃止
- (6) その他 Buildee の管理運営にかかる必要事項

第5条（会員らへの連絡）

当社から会員らへの通知は、以下の各号のいずれかの方法により行います。なお、以下の各号のいずれかの方法により通知した場合、当社が通知を発した時点で会員らに到達したものとみなします。また、複数の手段で通知した場合には、最も早く発した通知を基準とします。

- (1) 当社ホームページでの掲載
 - (2) 電話
 - (3) 電子メール
 - (4) 郵送
 - (5) ファックス
 - (6) Buildee 上のお知らせ表示
- 2 当社は、会員らに対し、前項の方法をもって、Buildee の利用に関する情報のほか、当社の事業内容や当社が提供するその他のサービスの案内等の情報提供を行うことがあります。会員らは、当社へ個別に申し出ることにより、Buildee の利用に関する情報以外の情報提供を拒むことができます（ただし、前項第1号は除きます。）。

第6条（登録情報の変更または削除）

当社は、以下に該当するときまたは該当するおそれがあると判断したときは、当社のみの判断で Buildee 上の登録情報について、変更または削除することができるものとします。なお、本条による登録情報の変更または削除により会員らまたは第三者に損害が生じたとしても、当社らは一切の責任を負いません。

- (1) 会員らが第17条、第19条または第20条に違反した場合

- (2) 会員らが当社に対して、口頭または書面等により、登録情報の変更または削除を依頼した場合
- (3) その他、当社が、Buildee の運用管理上等、登録情報を削除または変更すべきと判断した場合

第7条（規約の範囲および優先関係）

本規約は、Buildee を利用するすべての会員らに適用され、当社と会員らとの権利義務、会員らが Buildee を利用するにあたって遵守すべきルール等について定めるものとします。

- 2 本規約のほかに会員との間で個別契約が締結されている場合は、当該契約も本規約に係る契約の一部を構成するものとします。なお、本規約の定めと個別契約における定めに齟齬がある場合、後者が優先するものとします。

第8条（CCUS との連携）

Buildee は、一般社団法人建設業振興基金が提供する「建設キャリアアップシステム」（以下「CCUS」といいます。）における就業履歴データ登録標準 API 連携認定システムです。

- 2 当社は、Buildee に登録された作業員（会員が元請を務める建設現場に参加する作業員個人をいいます。以下同じ。）の就業履歴に関する情報について、作業員が CCUS の技能者登録済みである場合には、CCUS へ送信することができるものとします。
- 3 CCUS に登録された作業員に係る情報は、当該作業員が CCUS の技能者登録済みである場合には、Buildee に送信され、会員らが利用できることがあります。

第9条（Buildee 入退場管理サービス）

会員らは、Buildee と入退場管理機器を接続することにより、「Buildee 入退場管理サービス」を利用することができます。

- 2 会員らは、Buildee に接続することのできる入退場管理機器について、当社に問い合わせることができます。
- 3 当社は、入退場機器のご紹介のみを行い、入退場管理機器の不具合によって会員らに損害が発生したとしても、一切の責任を負わないものとします。

第2章 入会手続き、会員登録

第10条（入会申込）

Buildee の入会を希望する元請事業者（以下、「入会希望者」といいます）は、当社ホームページ上の WEB 申込みシステムから申込みを行うか、または所定の入会申込書に署名・捺印のうえ当社へ提出するものとします。

第 11 条（入会審査と承諾）

前条の入会申込を受けた場合、当社は、入会希望者について入会審査を実施します。

- 2 入会希望者は、前項の審査において入会を承認されたのち、初期費用等の支払を完了した時に Buildee の会員資格を取得します。
- 3 当社は、入会希望者が次のいずれか一つに該当した場合には、入会を拒否することができます。なお、当社が入会を拒否した場合、その理由を入会希望者に対して開示や説明する義務はないものとします。
 - (1) 入会希望者の経営状態について与信上の不安が存すると当社が判断した場合
 - (2) 入会希望者が過去に第 21 条で定める利用停止または利用禁止処分を受けたことがある場合
 - (3) 入会希望者が元請事業者ではない場合または法人もしくは事業の実体を有しない場合
 - (4) 入会希望者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」といいます。）である場合
 - (5) 入会希望者が、反社会的勢力の支配下にある者によって経営され、もしくはその実質的な支配下にある場合
 - (6) 入会希望者が、反社会的勢力、反社会的勢力の支配下にある者によって経営され、もしくはその実質的な支配下にある会社等との間で、資金提供や便宜供与、利用等の社会的に非難されるべき関係を有している場合
 - (7) 入会希望者が会員登録の際に、虚偽の内容にて登録した場合
 - (8) その他当社が入会希望者の入会を不相当と認める相当の事情がある場合

第 12 条（会員種別）

Buildee の会員は前条で定める当社指定の Buildee 入会手続きを経て各種条件を備えていることが確認され、入会審査・承認を得た会員のみとします。ただし、当社が別途承認した場合はこの限りではありません。

第 13 条（登録期間）

会員の登録期間は 1 か月間とし、登録期間の満了に先立ち、会員が第 15 条による退

会の意思表示を行わない限り、さらに1か月間の登録期間が自動更新されるものとし、それ以降も同様とします。

- 2 第21条により退会処分が下された場合は前項の限りではありません。

第14条（初期費用・利用料等）

会員はBuildeeに入会するに際し所定の初期費用等を支払うものとし、

- 2 会員はBuildeeの利用にあたり、所定の利用料等を支払うものとし、ただし、システム登録をした月の利用料は、システム登録日にかかわらず入会月末を締め日とする1か月分が発生するものとし、
- 3 Buildeeの料金体系は別途当社のホームページに記載のBuildeeご利用料金に定めるものとし、Buildeeご利用料金は、経済情勢、Buildeeの管理運用状況、その他諸般の事情により随時改訂することがあります。
- 4 会員には、毎月末を締め日として、当社が指定する翌月以降の振替日に、あらかじめ定めた会員の金融機関口座から口座振替する方法により利用料等の必要な費用をお支払いいただきます。なお、会員は、当社が別途認めた場合には、口座振替にかえて、毎月末を締め日として当社が作成、送付した請求書に基づいて翌月末までに振り込む方法によりお支払いいただくことができます。
- 5 初期費用・利用料等の支払に係る消費税、振込手数料等は会員の負担とします。
- 6 初期費用・利用料等は、いかなる場合でも返還いたしません。

第15条（退会と再入会）

会員は登録期間中といえども、所定の退会届に必要な事項を記入のうえ、退会を希望する月の前月末日までに当社に当該退会届を提出することにより退会することができるものとし、ただし、退会月の利用料は、その退会する日にかかわらず退会月末を締め日とする1か月分が発生するものとし、

- 2 退会した会員が再度入会を希望する場合は、第10条および第11条に基づき、再度入会手続きを行うものとし、

第3章 権利、義務

第16条（知的財産権）

Buildeeを構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、商標、各種資料等の著作物またはそれらに付随する一切の知的財産権は、当社もしくは「ソフトウェアの使用許諾権に関する細則」に定める当社以外のソフトウェアの使用許諾者に帰属します。

- 2 当社は、会員らがBuildeeに登録する各種情報またはファイルについて、それを複製

し、バックアップする権利を有するものとします。

- 3 会員らは、当社もしくは当社以外のソフトウェアの使用許諾者が本条に定める知的財産権等を保有することを異議なく承認の上、それらを侵害しないものとします。

第 17 条（個人情報）

Buildee に登録される個人情報は、以下の全部または一部となります。

- (1) 本人から直接取得され、登録される個人情報の項目
 - ① 氏名、性別、住所、生年月日、血液型、電話番号、FAX 番号、メールアドレス、国籍、顔写真等の個人の属性に関する情報
 - ② 会社名、所属部署名、役職、職種、取得資格、経験年数等の職種・職歴に関する情報
 - ③ 健康診断受診日、社会保険加入状況、血圧、じん肺管理区分等の労働安全衛生管理のための情報
- (2) 当社から第三者提供を受けて取得され、登録される個人情報の項目
 - ① 本人の過去の勤務状況、勤務成績等の職歴に関する情報
 - ② 本人の過去の社会保険加入状況、じん肺管理区分等の労働安全衛生管理のための情報
 - ③ 上記(1)①～③のうち、会員らが必要と認めた情報
- 2 Buildee での個人情報の利用目的は以下のとおりとなります。
 - (1) Buildee の各サービス利用のため。
 - (2) 会員らにおけるアカウントの認証をするため。
 - (3) Buildee を利用して、建設現場の施工管理に関する作業計画・スケジュールの立案・管理をするため。
 - (4) Buildee や Buildee のアフターサービスや問い合わせ・ご依頼に対応するため。
 - (5) 個人を識別できない形式に加工した統計データを作成するため。
 - (6) 会員らに作業員本人のキャリアに関する情報を共有するため。
- 3 会員らは、自らが Buildee に登録する作業員の個人情報について、あらかじめ以下の事項について本人から同意を取得しなければならないものとします。
 - (1) 第 1 項第 1 号に掲げる個人情報が、会員らから当社に提供され、第 2 項各号に掲げる利用目的で取り扱われること
 - (2) 第 1 項第 2 号に掲げる個人情報が、当社から会員らに提供され、第 2 項各号に掲げる利用目的で取り扱われること
- 4 会員らにおいて、自社以外の会員らに代わって、その作業員の個人情報を登録する場合、登録を行う会員らにおいて、前項の同意が適切に取得されるために必要な措置を講じなければならないものとします。

第 18 条（会員らの権利等）

会員らは、本規約および当社が Buildee の利用方法等に関して随時実施する指示に従い、必要なソフトウェアをダウンロードして、当社から Buildee のサービス提供を受け、これを利用することができます。

- 2 会員は、会員が元請けした建設現場の施工管理を実施するため、協力会社に対しても Buildee を利用させることができます。

第 19 条（会員らの義務）

会員らは、本規約および当社が Buildee の利用方法等に関して随時実施する指示を遵守するものとします。

- 2 会員らは、Buildee を第 1 条の目的に合致するよう適切に利用するとともに、その利用に際しては、Buildee に対する社会の信頼性やその円滑な運営管理を損なうことがないように十分に注意するものとします。
- 3 会員は、前条第 2 項で定める協力会社に Buildee を利用させる場合、会員の責任において協力会社に本規約等を遵守するように周知徹底させるとともに、協力会社が Buildee を適切に利用するよう指導監督するものとし、協力会社が Buildee を適切に利用しなかったために当社や他会員らに損害が発生した場合には、協力会社と共にその責任を負担するものとします。
- 4 会員らは、第 11 条 3 項各号に規定する事項、本条に規定する会員らの義務内容、次条に規定する禁止行為その他 Buildee の利用に関して、当社から照会を受け、説明、報告および資料提出等を求められた場合、速やかにそれに応じるものとします。
- 5 会員らはユーザー ID（当社が Buildee の利用にあたって会員らに付与する ID をいう。以下同じ。）およびパスワードを定期的に変更する、第三者に盗難されないようにする等の管理する責任を負い、第三者への譲渡や貸与等をしてはなりません。
- 6 会員らは、会員らのユーザー ID およびパスワードが不正に第三者に使用された場合、会員らが使用したものとみなし、すべての責任を負います。

第 4 章 紛争の処理

第 20 条（禁止行為）

会員らは Buildee の利用にあたり次の各号に定める行為を行ってはなりません。

- (1) 事実に反する情報を登録する行為。
- (2) ユーザー ID やパスワードを不正に使用し、または使用させる行為。
- (3) 自己または他会員らのユーザー ID やパスワード、Buildee のシステム上に登録さ

- れた情報を当社の許可なく第三者に開示する行為。
- (4) Buildee を利用する権利を他に貸与、転貸、譲渡する行為。
 - (5) 当社や他会員らの信用を毀損し、またはその営業および運営を妨害する行為。
 - (6) 反社会的勢力をその経営に関与させ、もしくはその実質的な支配下に入り、または反社会的勢力もしくはその実質的な支配下にある会社等との間で、資金提供、便宜供与、利用等の社会的に非難されるべき関係を有する行為。
 - (7) 本規約およびこれに付随する諸規則に違反する行為。
 - (8) 第三者になりすます行為。
 - (9) 法令に違反するもしくは違反するおそれがある行為または犯罪に関連する行為。
 - (10) 公序良俗違反またはそのおそれのある行為。
 - (11) 当社の事前の承諾なく、Buildee 上で宣伝、広告、勧誘等をする行為。
 - (12) 当社、他会員らまたはその他第三者の特許、商標、著作権等の知的財産を始めとする各種権利を侵害またはそのおそれがある行為。
 - (13) Buildee に無断でアクセスし、またはしようとする行為。
 - (14) その他、当社が不相当と認める行為。

第 21 条 (利用停止・利用禁止)

当社は、会員らが次の各号のいずれかに該当する場合において、当社が必要と判断するときは、予告期間なく直ちに当該会員らおよびそれ以外の会員によるサービスの利用を停止または禁止することができます。この場合、すでに当社に支払われた初期費用、利用料等は、理由の如何を問わず返金はされません。

- (1) 入会の申込時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - (2) 入会后、当該会員らについて第 11 条 3 項各号のいずれかに該当する事情が存することが判明したとき。
 - (3) 会員らに第 17 条、第 19 条、第 20 条その他本規約や当社の指示等に違反する行為があったとき。
 - (4) 会員らが利用料の支払いその他当社に対して負担する債務の履行の全部または一部を怠ったとき。
 - (5) 会員らが当社に対する債務の履行遅滞を繰り返したとき。
 - (6) その他当社が Buildee の利用継続を不相当と認める相当の事情が存するとき。
- 2 当社は、会員らを利用停止または利用禁止とすることを決定したときは、第 5 条第 1 項によりその旨を会員らに通知するとともに、Buildee のシステム上で当該会員らの名称を公開することができるものとします。
- 3 会員らがサービスの利用停止または利用禁止となった場合、これにより発生した損害の賠償については次のとおりとします。

- (1) 当社に損害が生じた場合：会員らは当社に対し、損害を賠償しなければなりません。
- (2) 会員らに損害が生じた場合：当社は損害を賠償いたしません。

第 22 条（免責事項）

Buildee の利用にあたり会員らが自らシステム上に登録する各種情報の真実性、正確性、有用性、妥当性に関しては、会員らにおいてその一切の責任を負担するものとし、当社は一切その責任を負担しません。

- 2 当社は、Buildee のサービスを利用することによって、個人情報保護法、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法等の各種関連法規が遵守されることにつき保証するものではありませんので、それらの各種関連法規の遵守については会員らの責任にて行っていただき、当社は一切の責任を負いません。
- 3 Buildee の利用にあたり会員相互間もしくは会員らとその他の第三者との間で何らかの紛争を生じた場合、当該紛争は会員らの責任において解決するものとし、当社は一切その責任を負担しません。
- 4 当社は、会員らが本規約に基づき Buildee のサービスを利用することができるようシステムの運営管理に努めるものとしませんが、次の各号のいずれかに該当する事由により会員らが Buildee を利用することができなくなった場合には、当社は一切その責任を負担しません。
 - (1) 第 3 条に基づきサービスの提供を一時中止するとき。
 - (2) 天災地変その他の不可抗力により、Buildee を構成する通信回線等が使用不能となったとき。
 - (3) 当社に帰責事由が存しない原因により Buildee のシステム上に登録された各種情報データ等が消失または毀損したとき。
 - (4) 次項に基づき当社が Buildee を廃止し、または事業譲渡等を行うとき。
- 5 当社は、経営上必要性があると判断した時は、あらかじめ 3 か月前までに会員らに通知した上で、Buildee を廃止し、または Buildee を含む当社事業の全部もしくは一部の事業譲渡等を行うことができるものとしします。
- 6 当社が故意または重過失により本規約に違反し、その結果、会員らに損害が発生した場合、当社はその損害を賠償します。ただし、その損害賠償責任は、具体的な本規約の違反行為により直接かつ通常発生する損害の範囲内に限定され、かつ、その賠償額は会員が直近 1 か月間に当社に支払った利用料を上限とするものとしします。

第 23 条（権利義務の譲渡）

会員らは、本規約上の地位または権利義務を当社の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡、承継させることはできません。ただし、合併または会社分割によって、本規

約上の地位または権利義務が包括承継される場合はこの限りではありません。

- 2 会員らは、前項に基づき、本規約上の地位または権利義務を第三者に譲渡または承継した場合は、速やかに当社に対して当該譲渡または承継の事実が分かる資料を提出するものとします。
- 3 当社は、Buildee のサービスに係る事業を第三者に譲渡した場合には、本規約上の地位または権利義務を当該第三者に譲渡することができるものとし、会員らは、当該譲渡について、あらかじめ同意したものとします。

第 24 条（誠実義務）

Buildee の利用または本規約の解釈適用を巡る当社と会員ら間の紛争、会員相互間の紛争または会員と協力会社間の紛争については、相互に信義誠実の原則に則り話し合いによる円満な解決に努めるものとします。

第 25 条（紛争の解決方法）

Buildee の利用または本規約の解釈適用を巡るあらゆる紛争は、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則（本規約の発効）

本規約は下記のとおり、発効し、改訂されました。

発 効：2017 年 10 月 1 日

改 訂：2019 年 12 月 9 日